



藤市男女共同参画パートナーシップ条例は、平成 15 年（2003年）6月1日に施行しました。

このパネルは、条例を広く皆様に理解していただくために、市民ボランティアのパートナー編集委員会が企画作成しました。

平成19年（2007年）3月

前文	(目的)第1条	(言葉の意味)第2条	(基本理念)第3条① ② ③
(市の責務)第4条	(市民の責務)第5条	(事業者の責務)第6条	(性別による権利侵害をなくすこと)第7条
(市民に表示する情報において留意すること)第8条	(市のとりくみ)第9条	(男女共同参画推進員)第10条	(男女共同参画推進委員会)第11条
(基本計画)第12条	(苦情や相談等への対応)第13条	(年次報告)第14条	(委任)第15条

前文

前文お互いよりよく生きたい重たい荷物は男女で持ちましょう

「お互いよりよく生きたい。重たい荷物は男女で持ちましょう。人生の美酒も苦汁も同じように分け合って飲んで、味わっていきましょう。」

これは、平成2年に、藤市で初めて開かれた男女平等市民フォーラムにかかわった女性たちの呼びかけです。その後、市民と市が一緒に「藤市男女平等行動計画パートナーシッププラン 185」を策定し、男女が平等で共に参画するまちづくりを進めてきました。

しかし、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことや、子育て



法の下では男女平等であっても、まだまだ「男だから」「女だから」という理由で、チャンスがなかったり役割が偏っていたり、という制度や慣習が残っています。美酒も苦渋も、喜びも責任も分け合う男女共同参画社会。女性と男性が、市民と市が手を携えて、男女が平等で共に参画する明るい地域社会を作りあげることが、この条例は目指しています。

と仕事を両立する仕組みが不十分なことなど、改めていかなければならない慣習や制度が、依然として残っています。また、新たな社会問題として、女性に対する暴力など人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

そこで、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で「女だから、男だから」ということで活動の場を制限することなく、男女が対等なパートナーとして個性と能力を生かし、社会に参画し、責任を担う男女共同参画のまちづくりを進めることが重要です。

ここに、私たちは、女性と男性が、市民と市が手を携えて、男女が平等で共に参画する明るい地域社会をつくるために、この条例を定めます。

(目的) 第 1 条

運賃に 男女の差なし 乗り心地



男女が平等で共にあらゆる分野に参画するまちの実現が条例の目的。基本理念を定め、市や市民、事業者がそれぞれ行うことを明らかにしています。

(目的) 第 1 条 この条例は、男女共同参画社会をつくるための基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにすることにより、男女が平等で共にあらゆる分野に参画するまちを実現することを目的とします。

(言葉の意味) 第 2 条

積極的格差是正措置って... まずは数から、少ないところに女性を登用して、男女半々を目指します。



国会議員における女性の割合は、衆議院 9.4%、参議院 14.0%。司法の分野は、裁判官 13.7%、弁護士 12.5%、検察官 9.5%。それらを評価した日本のジェンダーエンパワーメント指数 (GEM) は 80 カ国中 43 位です (平成 18 年度版男女共同参画白書より)。また、藤市の審議会の女性委員は 34.5% (平成 18 年 4 月) です。同じテーブルに、同じ数の男女がいるって、ということが楽しくもあり、大事でもあります。

(言葉の意味)

第2条 この条例に使われている言葉の意味を、次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女は、社会の対等なパートナーとして、自分の意思で社会のあらゆる分野に参画する機会があり、等しく政治や経済、社会、文化などの面で利益を受け、共に責任を担うことを言います。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「女性は家事や子育てで中心で、男性は仕事を中心」というように性によって役割を決める考えを言います。
- (3) 積極的格差是正措置 男女共同参画を強力に進めるため、社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、一定の範囲で、その性に対して積極的、優先的に参画するための機会を与えることを言います。
- (4) 市民 市内に住み、働き、学ぶすべての人々を言います。
- (5) 事業者 市内において公的な機関、民間を問わず、また営利、非営利を問わず事業や活動を行うものを言います。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な嫌がらせを言います。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫や恋人など親しい男性から女性に向けられる身体的、精神的、性的、経済的な暴力又は子どもを利用した暴力を言います。

(基本理念) 第 3 条

**女性も男性も同じ人間。
と学校では習って見たけれど...**



条例の基本理念は7つ。男性も女性も同じ人間。能力を発揮できるチャンスは平等に、そして、ひとりの人間として、互いに尊重しあうこと。それが基本理念の1つ目です。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて進めます。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けないことや能力が発揮できる機会が保障されることなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するとき、固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、決めたりする場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行われるようにすること。
- (5) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、虐待など女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、

なりたい私になれる社会に。“男だから”“女だから”はやめて、自分らしく生きていきたいね



基本理念の2つ目は、固定的な性別役割分担意識を取り除いていくこと。「女だから」「男だから」という理由で可能性が閉ざされていることは悲しいこと。社会の制度や慣習についてももう一度見直しましょう。3つ目の理念は、大事なことを決める場には男女がいること、4つ目には男女は共に家族の構成員です。お互いに協力し合って、仕事や活動を両立しましょう。また5つ目には、暴力や嫌がらせなど人権侵害はなくしていきましょう、という理念です。

自分の体を大切にしよう



基本理念の6つ目は、女性の性と健康のこと。女性という性は、妊娠や出産の可能性をもつ性。人工妊娠中絶件数・実施率との総数は減っているのに、20歳未満は昭和55年の1.8倍に増加。性の大切さを伝えていきたい。また男性にも更年期があることも。7つ目の理念は、国や県、他市町村と連携し、国際的にも協力して行うこと。

人権侵害をなくすこと。

(6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮すると共に、妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

(市の責務)第4条

(市民の責務)第5条

(事業者の責務)第6条

市、市民、事業者、それぞれ出来ることから、力を合わせて取り組みましょう



市、市民、事業所にはそれぞれが果たさなくてはならない役割があります。そして家庭、学校、地域社会、会社、いろいろなところで、協力し合って、できることから男女共同参画をすすめていきましょう。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することができる体制づくりに努めます。
- (2) 市が行う施策に積極的に協力します。

(性別による権利侵害をなくすこと)第7条

言葉にも暴力があるんです

(性別による権利侵害をなくすこと)

第7条 市は、市民や事業者と協力し、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で性別を理由にした差別的な取り扱いをなくすことを目指します。

2 市は、市民や事業者と協力し、セクシュアル・ハラスメントをなくすことを目指します。

3 市は、市民や事業者と協力し、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します。



夫婦の間でおきた殺人、傷害、暴行の被害者の90.2%が女性（平成18年度版男女共同参画白書より）です。ドメスティックバイオレンスは、女性の心身を傷つける決して許されない人権侵害行為です。「男性優位をよし」とする意識が存在する構造的な社会問題です。

(市民に表示する情報において留意すること)第8条

女性は飾り物？



伝えたい情報とは関係のないのに若い女性をアイキャッチャーにしたポスター。女性も見ることができないで、そして「女性はエフロン姿」などとイメージを固定化していないか、男女が対等な関係に描いているか、チラシやパンフレット、ホームページをつくるときには必ずチェックしましょう。

(市民に表示する情報において留意すること)

第8条 市民に表示する情報において、固定的性別役割分担意識や女性に向けられる暴力を助長し、連想させるような表現、行き過ぎた性的な表現を行わないように、だれもが努めなければなりません。

(市のとりくみ)第9条

市はプランをつくとともに、モデル事業所として、率先進めていくことが求められています



基本理念に基づいて、市は9つの事を行います。仕事と家庭の両立支援や広報、学習、積極的格差是正措置をとりくみ、地域での推進、女性の性と生殖に関する健康を権利についてのPR、啓発、人材育成、調査研究を行います。

(市のとりくみ)

第9条 市は、男女共同参画を進めるため、次のことを行います。

- (1) 男女が共に、家庭生活と職業生活、学習、地域活動が両立できるように支援に努めます。
- (2) 市民や事業者に男女共同参画が理解されるように広報活動などを行います。
- (3) 学校教育や生涯学習のなかで、男女平等教育や学習に取り組むように努めます。
- (4) あらゆる分野の活動において男女間に参画する機会の格差がある場合、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が取り入れられるように努めます。
- (5) 市の審議会などの委員を委嘱するときには、積極的格差是正措置を取り入れるように努めます。
- (6) 市民や事業者と協力し、地域で啓発や推進事業を行います。
- (7) 市民や事業者に、情報の提供や人材の育成などその他必要な支援を行います。
- (8) 妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての認識が広まるように努めます。
- (9) 男女共同参画に必要な調査研究を行います。

(男女共同参画推進員)第10条

地域でリードする地域推進員



地域に残っている固定的性別役割分担意識による制度や慣習。あたりまえであったことを見直す、地域推進員には大きな期待が寄せられます。

(男女共同参画推進員)

第10条 市長は、地域で男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進員(以下「推進員」と言います。)を置くことができます。

2 推進員は、次のことを行います。

- (1) 市と共に、市民や事業者の協力の下に男女共同参画を進めるための事業を行います。
- (2) その他男女共同参画を進めるために必要なことを行います。

(男女共同参画推進委員会)第 11 条

推進委員会は、市政をチェック市民の代表。 市長へ意見も申します



推進委員会は、市民の代表であり、調査審議のほか市長へも意見を述べます。公募委員をとりいれたのも、先駆的なとりくみです。

(男女共同参画推進委員会)

第 11 条 市長は、男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進委員会(以下「委員会」と言います。)を設置します。

2 委員会は、次のことを行います。

(1) 男女共同参画の推進に関する重要な事項の調査審議を行います。

(2) 男女共同参画の推進状況について調査し、市長へ意見を述べます。

3 委員は、知識経験者、関係団体の代表者、推進員、市民の中から市長が委嘱します。市長は、委員の一部を公募します。

4 委員会の委員は、10 人以内で組織し、できる限り男女が均衡となるように努めます。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。また、委員は、再任されることができません。

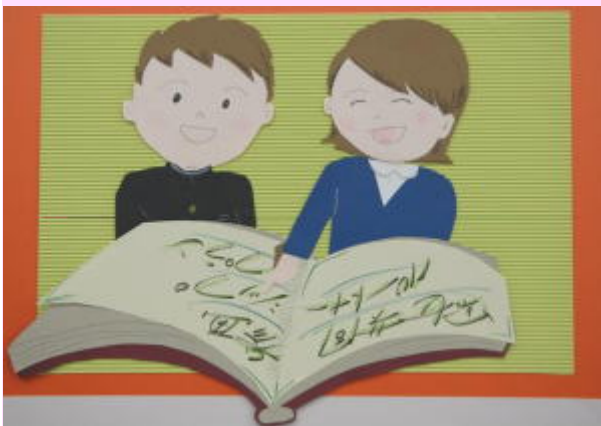
6 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって定めます。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。

8 委員会の運営に必要なことは、市長が別に定めます。

(基本計画)第 12 条

中学生でも理解できるように表現した条例に 基づいたプラン



計画は出来たところがスタートです。市は絵に描いたもちになら

(基本計画)

第 12 条 市長は、男女共同参画を進めるため、基本計画を策定します。

2 基本計画は、男女共同参画に関する施策の大綱やその他男女共同参画に必要な施策を定めます。

3 市長は、基本計画を策定するときには、市民の意見を聴くとともに委員会の意見を尊重します。また、基本計画を変更するときにも同様とします。

4 市長は、基本計画を策定したときには、速やかに公表します。

ないように、計画の実行と成果の公表を行い、市民はそのチェックと不十分な点を発言してきましょう。

(苦情や相談等への対応) 第 13 条

もう泣き寝入りはしない



セクハラをうけたり、不当に解雇されたりしたら苦情処理機関に申し立てが出来ます。蕨市女性の生き方相談、埼玉県男女共同参画苦情処理機関などをご利用ください。

(苦情や相談等への対応)

第 13 条 市長は、男女共同参画に関して、市民や事業者から苦情や相談を受ける窓口を設け、関係機関と連携を図りながら、適切な対応に努めます。

(年次計画) 第 14 条

(委任) 第 15 条

推進状況は、 男女平等啓発紙「パートナー」で



(年次報告)

第 14 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況を公表します。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

市長は毎年推進状況を公表しなければなりません。審議会等の女性登用率など推進状況は、「パートナー」やホームページ、広報誌もご覧ください。